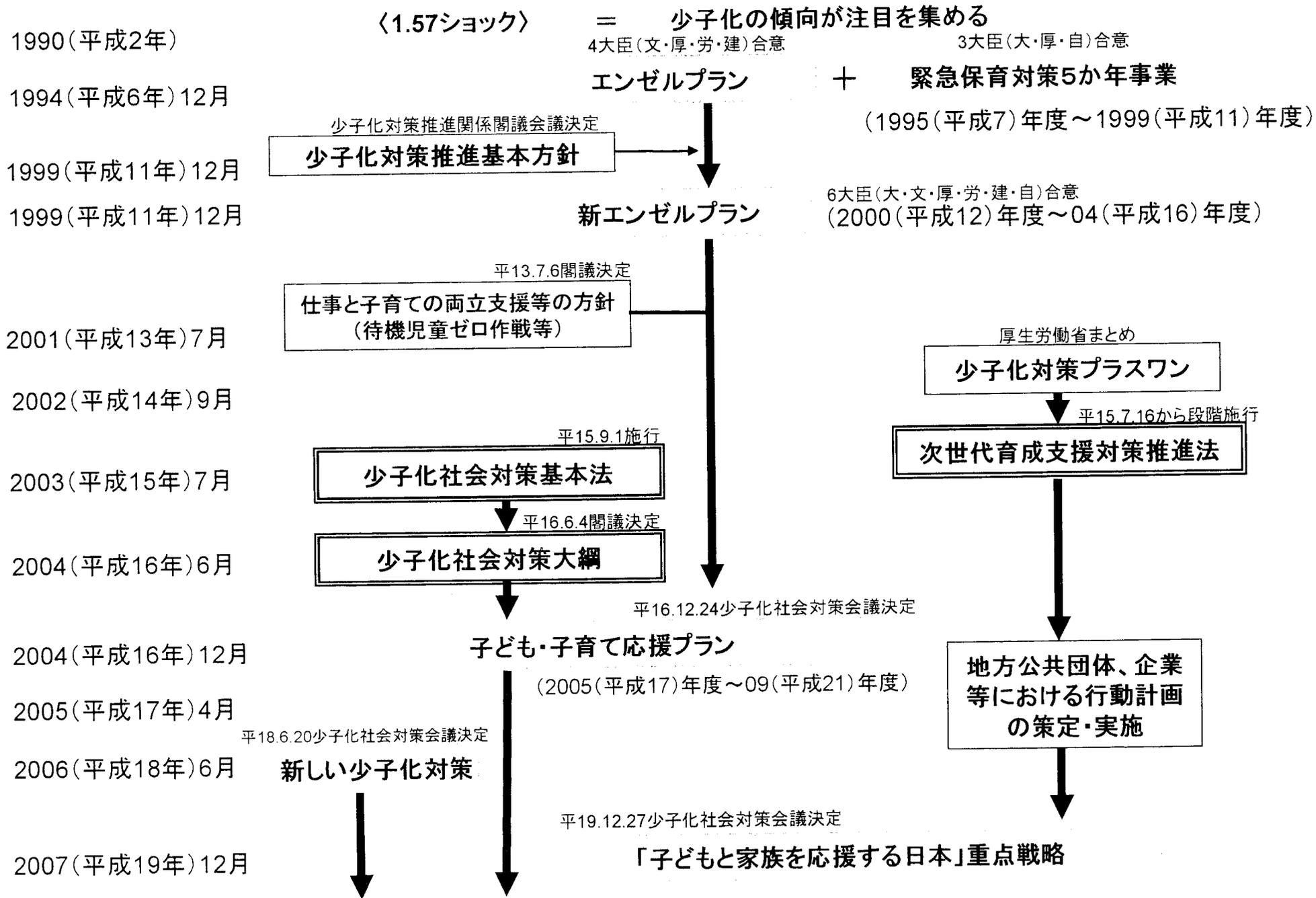


## **5 少子化対策の動向について**

# 少子化対策の経緯



# 少子化対策の政策的な枠組み

## 少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を設定

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④子育ての新たな支え合いと連帯

## 子ども・子育て応援プラン(平成16年12月少子化社会対策会議決定)

大綱の示した重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示

新しい  
少子化対策  
について  
(平成18年6月  
政府・与党合意、  
少子化社会対策  
会議決定)

「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進

## 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定  
事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について2~5か年の計画を策定  
(従業員301人以上が義務付け)

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

少子化の背景……「就労」と「結婚・出産・子育て」との「二者択一」構造

2つの取組を車の両輪として進める必要

- ①働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現
- ②就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築

仕事と生活の調和に関する「憲章」及び「行動指針」に基づき取組を推進

当面の課題(子育て支援事業の制度化等)について20年度に実施するとともに、包括的な次世代育成支援の枠組みについて、具体的制度設計の検討に直ちに着手し、税制改正の動向を踏まえつつ速やかに進める。

# 「子ども・子育て応援プラン」の概要

## 【4つの重点課題】

## 【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

## 【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立  
とたくましい  
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭  
の両立支援  
と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、  
家庭の役割  
等についての  
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての  
新たな支え合い  
と連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

# 次世代育成支援対策推進法の概要

## 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### 行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

### 地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画  
→地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

### 事業主行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画(企業等)  
→大企業(301人以上):義務  
中小企業(300人以下):努力義務  
一定の基準を満たした企業を認定
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)  
→策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

### 次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織

### 次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

# 次世代法に基づく行動計画策定の現状

## 行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

### 都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)  
都道府県 : 全都道府県で策定済み  
市町村 : 全市町村で策定済み

### 特定事業主(国、都道府県、市区町村)

- 職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画(概ね5か年)の策定
- 目標達成の努力義務

行動計画の策定状況(19年10月現在)  
国の機関: 全機関で策定済み 都道府県: 全都道府県で策定済み  
市区町村: 約95%の市区町村において策定済み

### 一般事業主(企業)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(概ね2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(20年3月末現在)  
大企業 : 99.4%(13,326社)が策定届出  
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)  
中小企業 : 11,449社が策定届出  
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

認定状況(20年3月末現在)  
認定企業: 428社(301人以上390社、  
300人以下38社)

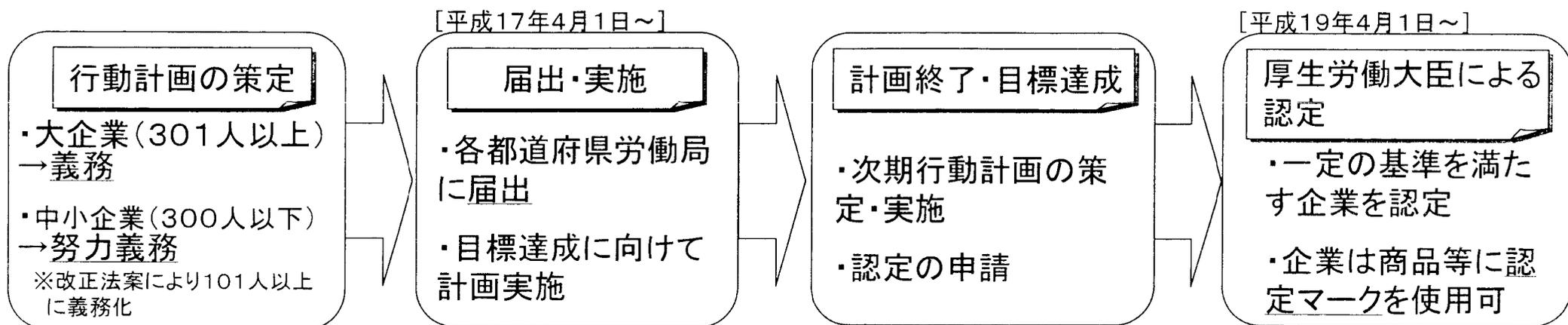
# 地域行動計画による子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	18年度実績	19年度実績 (交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	211万人 (平成19年12月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	4,118か所 682か所 3,436か所	4,409か所 903か所(ひろば型) 3,478か所(センター型) 28か所(児童館型)	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	480か所	540か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	7,087か所	8,140か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	511か所	584か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	236か所	301か所	560か所
病児・病後時保育事業	496か所	682か所	735か所	1,500か所
延長保育事業	12,954か所	14,431か所	9,540か所 (注2)	16,200か所
休日保育事業	607か所	798か所	875か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	69か所 (平成18年11月1日現在)	72か所 (平成19年7月1日現在)	140か所

(注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途中であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)

(注2)平成19年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、民間分のみ。(公立分については自治体に照会予定)

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



-178-

## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
  - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
    - 男性:年に〇人以上取得
    - 女性:取得率〇%以上
  - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
  - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
  - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
  - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
  - 目標〇 …
  - 対策 …

○届出状況(平成20年3月末時点)  
 301人以上企業の **99.4%**  
 300人以下企業 **11,449社**  
 規模計届出企業数 **24,775社**  
(300人以下届出企業数19年12月末 9,693社)  
 ○認定状況(平成20年3月末時点)  
 認定企業 **428社**  
 審査中の企業 **6社**

## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など



次世代認定マーク「くるみん」

# 平成20年度少子化社会対策関係予算のポイント

○平成20年度少子化社会対策関係予算案の総額は1兆5,714億円(前年度比3.5%増)  
 ○平成19年12月にとりまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容を反映

## (1) 子育て支援策

※( )内はH19予算額

### I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

- ①産科・小児科医療の確保等母子保健医療の充実 278億円(256億円)  
 ・産科医療機関への財政的支援、周産期医療体制の整備  
 ・産科医療補償制度創設後における一定の支援等、医療リスクに対する支援体制整備の準備  
 ・小児救急支援事業、小児救急拠点病院の休日夜間における診療体制の確保や小児救急電話相談事業など小児救急医療体制の確保等
- ②生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ③子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化  
 ②、③は、次世代育成支援対策交付金(375億円)の内数

### II 未就学期(小学校入学前まで)

- ④地域における子育て支援拠点の拡充 101億円(84億円)  
 ・平成20年度では、およそ7,000か所の整備を図る。 ※6,138か所(H19)→7,025か所(H20)
- ⑤待機児童ゼロ作戦の推進や多様な保育サービスの提供など保育サービスの充実 3,905億円(3,716億円)  
 ・保育所の受入れ児童数の拡大、延長保育等の保護者のニーズに応じた保育サービスの推進、地域の保育資源(事業所内託児施設)を活用した取組、家庭的保育事業(保育ママ)の充実
- ⑥事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進 40億円(23億円)
- ⑦子どもの事故防止対策の推進 1.2億円(1.5億円)
- ⑧就学前教育費負担の軽減 192億円(185億円)

### III 小学生期

- ⑨全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進  
 放課後子ども教室 78億円(68億円)、放課後児童クラブ 187億円(158億円)  
 ・放課後子ども教室は平成20年度は全国15,000か所の小学校区、放課後児童クラブは必要なすべての小学校区(20,000か所)において実施。
- ⑩地域における家庭教育支援基盤形成の促進 12億円(新規)
- ⑪学校や登下校時の安全対策 17億円(17億円)

### IV 中学生・高校生・大学生期

- ⑫奨学金の充実 1,309億円(1,224億円)  
 ・121.9万人(前年度比7.5万人増)の学生等に奨学金の貸与

### V 特に支援を必要とする家庭の子育て支援

- ⑬社会的養護体制の拡充 799億円(776億円)
- ⑭子どもの心の診療拠点病院の整備 48億円の内数(新規)
- ⑮発達障害等支援・特別支援教育の総合的な推進 5億円(新規)
- ⑯発達障害教育情報センターによる情報提供 運営費交付金(12億円)の内数(新規)

## (2) 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

- ①仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運の醸成 10億円(新規)  
 ・業界トップクラス企業による先進的モデル事業の展開 2億円(新規)  
 ・労使、地方公共団体、有識者等による「仕事と生活の調和推進会議」を都道府県ごとに設置 8.3億円(新規)
- ②仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の促進 15億円(16億円)  
 ・労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する新たな助成措置の創設
- ③パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進 10億円(8.8億円)
- ④マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 19億円(20億円)
- ⑤フリーター常用雇用化プラン等の推進や、若者等のチャレンジ支援等 333億円の内数
- ⑥テレワークの普及促進 1.4億円(1.1億円)
- ⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.4億円(0.5億円)

## (3) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

- 少子化社会対策の総合的な推進 2.6億円(2.4億円)  
 ・仕事と生活の調和を推進するための取組と従業員意識に関する調査、少子化対策における利用者満足度調査に関する調査研究  
 ・家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開 等

## (4) 地域における少子化対策の推進

- 地域における少子化対策の推進体制の充実 地方財政措置  
 ・少子化対策推進のため、各地方公共団体(特に市町村)に少子化対策推進本部や少子化対策の総合窓口を設置するなど、全国ベースで体制整備を促進

## (5) その他の重要な施策

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置
- 社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置
- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の創設
- 事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置
- 家族用住宅・三世同居・近居の支援
- 自然や人とのふれあいによる豊かな人間性の育成

# 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

## 1 策定の視点

### 「二者択一構造」解消のための2つの取組 ～「未来への投資」としての「車の両輪」～

- 「就労」と「結婚・出産」の二者択一構造を変え、
- ・ 女性をはじめとする働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、
  - ・ 国民の希望する結婚・出産・子育てを可能とする

このためには、

「働き方の改革」による

仕事と生活の調和の実現

(←長時間労働による仕事と家庭の両立困難や、女性の家事・育児分担の不足等の現状etc)

「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭

における子育て」を  
包括的に支援する枠組み  
(社会的基盤)の構築

(←保育サービス等が利用できないことなどにより、就業を希望しながら断念したり、希望する出産・子育てを断念したりしている状況etc)

「車の両輪」となるこの2つの取組を  
「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せることが必要

## 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

### 緊要性

【仕事と生活の間で  
問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加  
→ 経済的に自立できない層
- 長時間労働  
→ 「心身の疲労」「家族の団らんを持ってない層」
- 働き方の選択肢の制約  
→ 仕事と子育ての両立の難しさ



【少子化や労働力の確保が  
社会全体の課題に】

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて、多様な人材を活かすことができない

### 実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 就業率(②、③にも関連)  
＜女性(25～44才)＞  
現状 64.9% → 2017年 69～72%
- ＜高齢者(60～64才)＞  
現状 52.6% → 2017年 60～61%
- フリーターの数  
現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

#### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合  
現状 10.8% → 2017年 半減
- 年次有給休暇取得率  
現状 46.6% → 2017年 完全取得

#### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

- 第1子出産前後の女性の継続就業率  
現状 38.0% → 2017年 55%
- 育児休業取得率  
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%  
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
- 男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)  
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

# 関係者が果たすべき役割

## 企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本

### 《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、チェックの仕組み、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

(就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- パート労働者の正規雇用への移行の促進

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

(多様な働き方の選択)

- 短時間正社員制度、在宅就業等個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

## 国・地方自治体

社会全体の課題に関わることから、国と地方自治体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

### 《行動指針に掲げる具体的な取組》

(総論)

- 実現に向けた枠組み作り
  - ・ 国民運動の展開(政労使合意・地域の実情に応じた展開)
  - ・ 制度的枠組の構築(企業の次世代育成支援の取組促進、働き方に中立的な税・社会保障制度の検討)
  - ・ 取組企業への支援、社会的評価(企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等)
- 法令遵守のための監督指導の強化

(就労による経済的自立)

- 若年者等の経済的自立の支援

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための取組の支援

(多様な働き方の選択)

- 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進、地域の実情に応じた育児・介護の社会的基盤の形成

### 3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

#### ①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

#### ②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

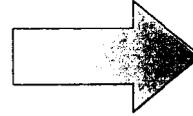
#### ③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

## 効果的な財政投入の必要性

(社会的コストの試算)

児童・家族関連社会支出額  
(19年度推計) 約4兆3,300億円  
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円  
〔希望者すべてが就業した場合や就業率等がスウェーデン並みとなった場合等を仮定した試算〕

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

### 《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

### 《先行して取り組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

#### 4 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

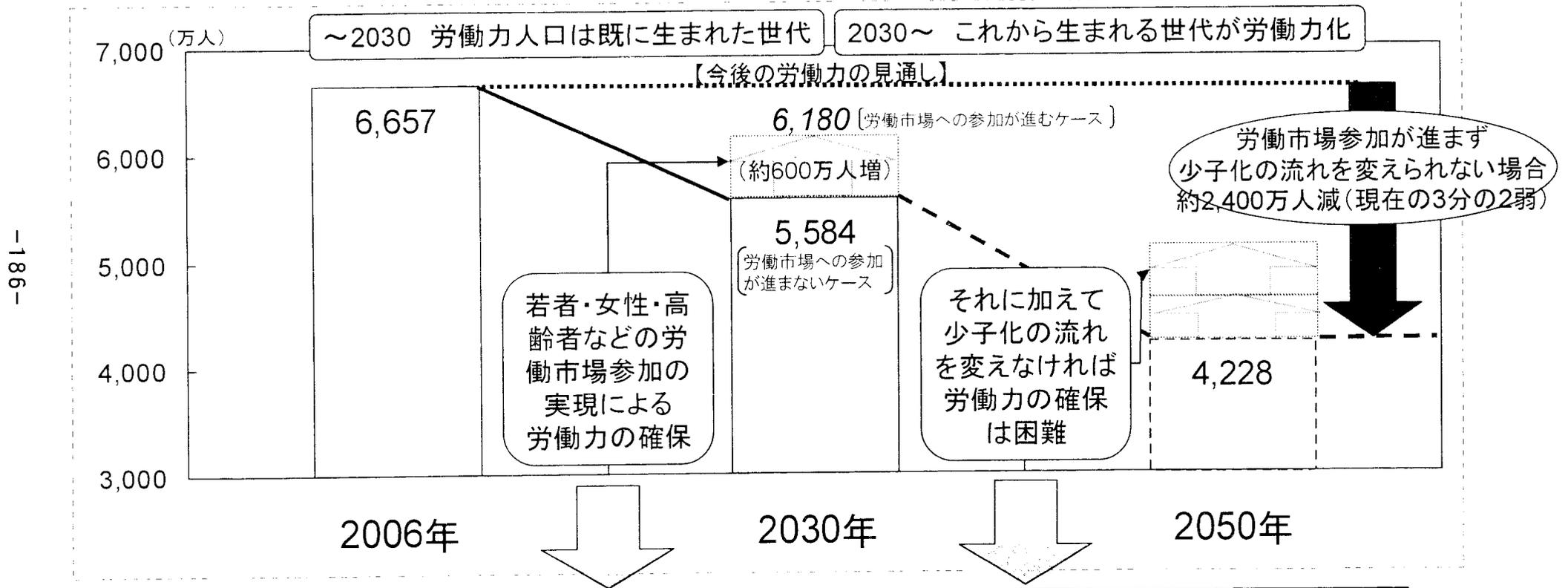
- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

#### 5 おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性と有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

# 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少（特に、2030年以降の減少は急速）。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力の確保は困難に。その鍵は「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

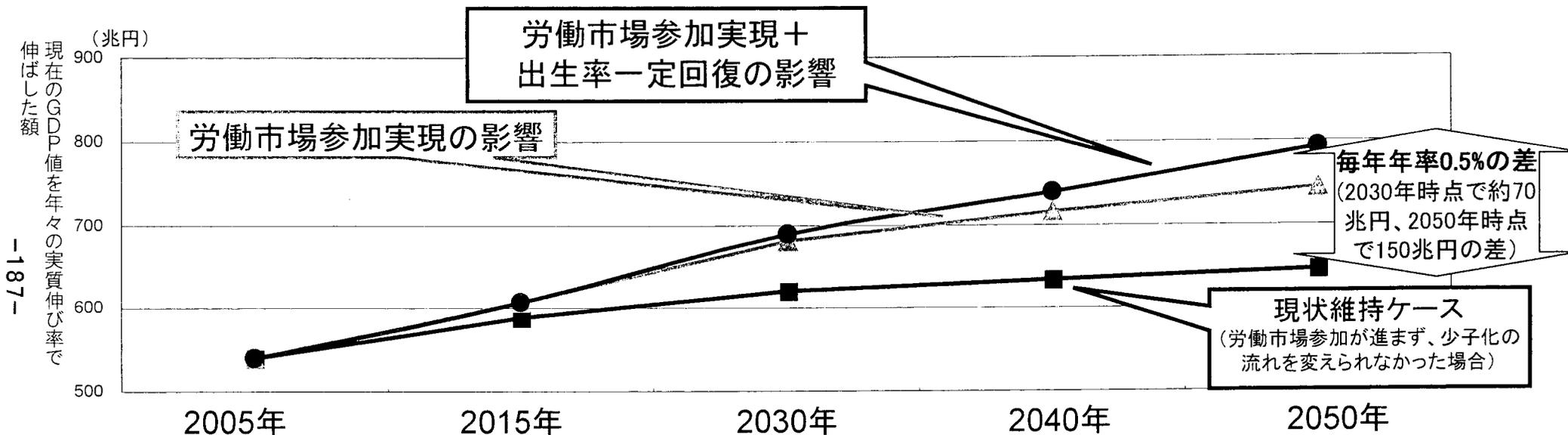
- ①「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的（～2030年頃）な労働力人口減少の要因となり、
- ②「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的（2030年頃以降）な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

# 労働市場参加実現、国民の希望する結婚・出産・子育ての 実現のベネフィット(平成15年度「年次経済財政報告」シミュレーションより)

○ 「二者択一構造」が解決されるなどにより、労働市場参加の実現が進み、さらに出生率が向上した場合、2050年までを通じて、実質GDP成長率を0.5%程度押し上げる効果があると推計されている。

(※「年次経済財政報告」(2003年10月内閣府)第3章第2節「高齢化・人口減少の下での経済成長の展望 - 3 マクロ経済モデルによる経済成長シミュレーション」に準拠)



	現状維持ケース	労働市場参加実現	労働市場参加実現+出生率一定回復
人口	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における中位推計(2050年の合計特殊出生率1.39)を前提。(※なお2006年の将来推計人口の中位推計では1.26。)	同 左	将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所2002年)における高位推計(2050年の合計特殊出生率1.63)を前提。(※なお2006年の同推計では1.55。また結婚・出産に対する国民の希望が実現した場合の出生率は1.75)
労働力率	高齢男性と女性の労働力率については、モデルが内生的に決定。他の男性については、2001年度の労働力率の水準で一定で推移すると仮定。	労働力調査(総務省)における男女別年齢階層別労働力率に「就業希望者」を加えたものを「潜在的労働力率」とし、これが2050年にかけて徐々に実現していくと仮定。	同 左
全要素生産性上昇率	実績データをもとにモデルが算出した値(0.8%)で一定と仮定。	同 左	同 左
実質GDP伸び率の推計	2010年代:0.3 / 2020年代:0.4 2030年代:0.2 / 2040年代:0.2	2010年代:0.8 / 2020年代:0.8 2030年代:0.5 / 2040年代:0.4	2010年代:0.8 / 2020年代:0.9 2030年代:0.7 / 2040年代:0.7
[ 2009年までは「日本経済の進路と戦略参考試算」(2007年内閣府)の成長制約シナリオA ]			

【「年次経済財政報告」(2003年)において、内閣府経済社会総合研究所の「社会保障モデル」をもとに、内閣府政策統括官においてシミュレーションを行った結果に準拠して作成】

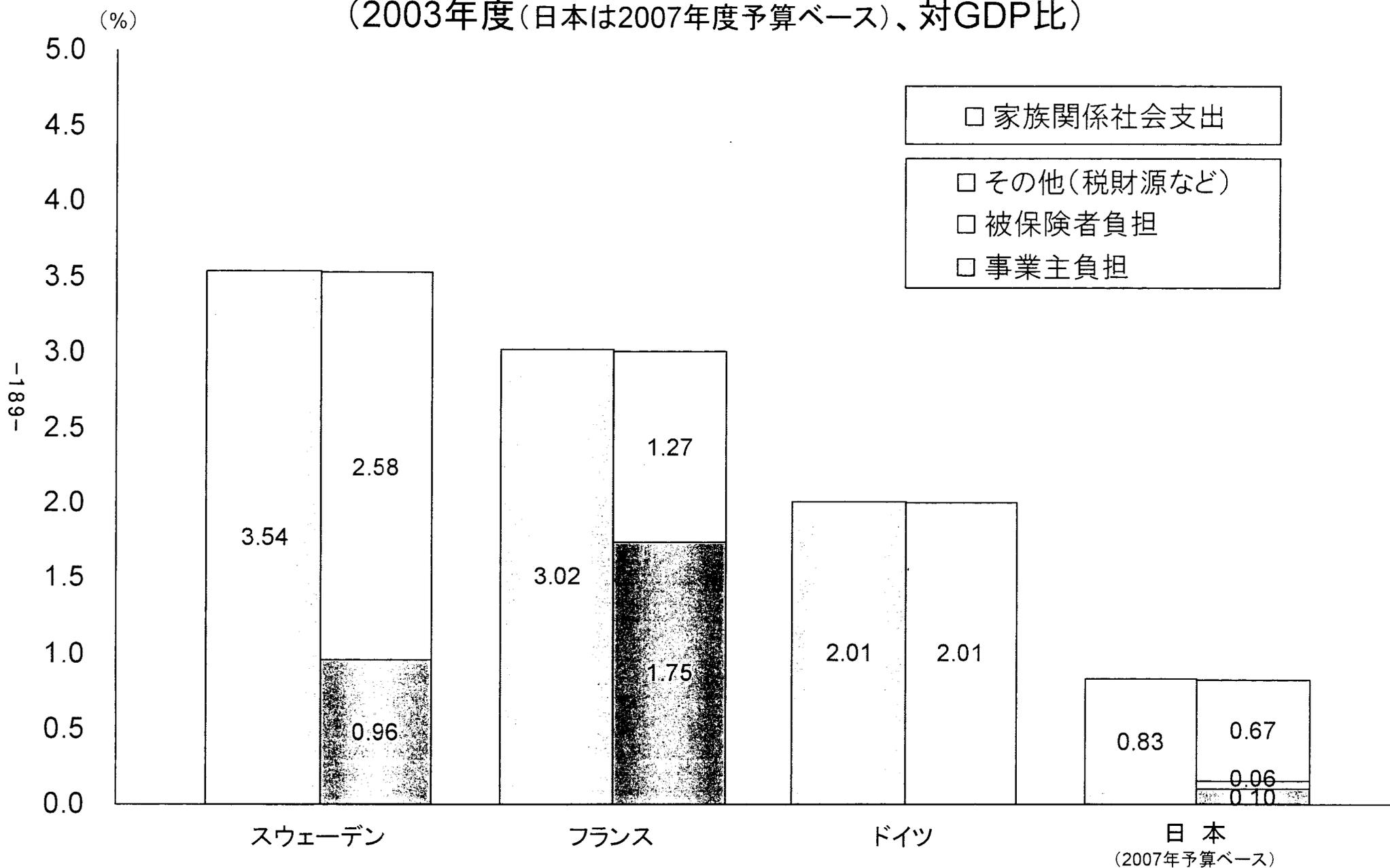
## 現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要。また、費用負担の在り方については、給付の性格や施策間の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。

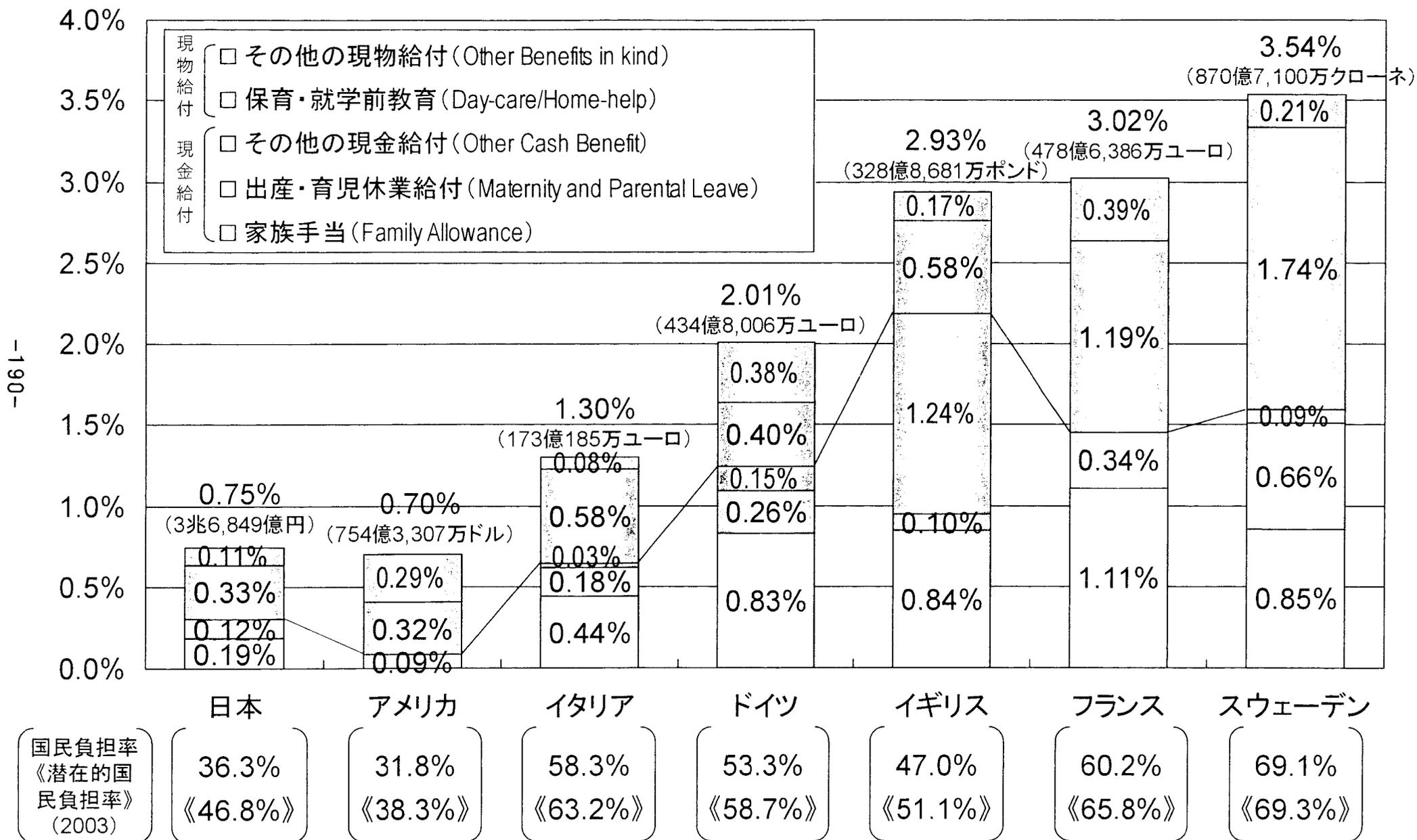
平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値)  
4兆3,300億円

<p>国</p> <p>1兆1,500億円</p> <p>(27%)</p>	<p>地方公共団体</p> <p>2兆3,400億円</p> <p>(54%)</p>	<p>事業主</p> <p>(保険料、拠出金)</p> <p>5,100億円</p> <p>(12%)</p>	<p>被保険者本人</p> <p>(保険料)</p> <p>3,400億円</p> <p>(8%)</p>
----------------------------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

# 家族関係社会支出と財源構成(推計)の国際比較 (2003年度(日本は2007年度予算ベース)、対GDP比)



# 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

# 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

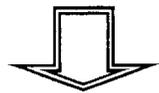
## 趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

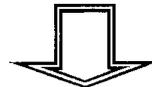


希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

## 目標・具体的施策

- 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。



### <10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38% (※)  
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)  
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

## 集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
- ・ 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- 小学校就学後まで施策対象を拡大
- ・ 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
- ・ 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

## 児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な経緯

- 平成19年11月29日 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」  
(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書)
- 平成19年12月27日 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略  
(少子化社会対策会議決定)
- 平成20年 2月 1日 社会保障審議会少子化対策特別部会・児童部会  
「児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容」について了解
- 平成20年 3月 4日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定・衆議院に提出
- 平成20年 5月21日 衆議院厚生労働委員会にて提案理由説明
- 平成20年 5月23日 衆議院厚生労働委員会にて質疑
- 平成20年 5月28日 衆議院厚生労働委員会にて参考人質疑及び質疑後、可決(全会一致)
- 平成20年 5月29日 衆議院本会議にて可決、参議院に送付

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容

## 趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

### (1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
  - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
  - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
  - ③ 地域子育て支援拠点事業
  - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

### (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

## 2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

### (1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

### (2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

### (4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

### (5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

### (6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

### 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

#### (1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

#### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

#### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

#### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

#### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

### 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

# 子育て支援事業の定義規定のイメージ

## 1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

## 2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

## 3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## 4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

# 子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）  
（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の  
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、  
・事業者が報告徴収・検査に応じない場合  
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合  
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の  
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、  
・事業者が命令・処分に違反した場合  
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合  
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

## 社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)

### 《検討経過・予定》

- 3/14(第4回)ーこれまでの議論の紹介とフリーディスカッション
- 3/21(第5回)ー現物サービスの現状と課題／サービス利用者・提供者のヒアリング
- 4/9(第6回)ー現金給付の現状と課題／費用負担の現状と課題
- 4/21(第7回)ー第4回～第6回を踏まえた議論
- 5/9(第8回)・5/19(第9回)ー次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた基本的考え方

- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。  
(※平成20年3月までは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において同時に示された「先行して取り組むべき課題」についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえつつ、速やかに検討を進める。

## (社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

飯 泉 嘉 門	徳島県知事	佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授	庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
内 海 裕 美	吉村小児科院長	福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授	山 縣 文 治	大阪市立大学生生活科学部教授
小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	山 本 文 男	福岡県添田町長
清 原 慶 子	三鷹市長	吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授		

(五十音順 敬称略)

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

○「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。  
○引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

## 1 基本認識

### ～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ～新制度体系に求められる要素～

- ① 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ② 普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③ 連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

## 2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

## 3 サービスの質の維持・向上

### 《全体的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

### 《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

## 4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

## 5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける」要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

## 7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

## 9 働き方の見直しの必要性…仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

## 基本的考え方

平成20年5月20日  
社会 保 障 審 議 会  
少 子 化 対 策 特 別 部 会

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、6回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方にに基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

### 1 基本認識

#### (1) 新制度体系が目指すもの

##### (すべての子どもの健やかな育ちの支援)

- 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

##### (結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現)

- 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

##### (働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

- また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

### (未来への投資)

- 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来への投資」であるという視点を共有する必要がある。

## (2)新制度体系に求められる要素

### (包括性・体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方にに基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。

※ 次世代育成支援に関する給付・サービスについては、

- ・ 現物給付として、保育・放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護など
- ・ 現金給付として、児童手当・育児休業給付など

が含まれる。

これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

### (普遍性)

- 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

### (連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。

## (3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担

- 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい(※)。今後、サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りするようなことはあってはならない。

※児童・家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2～3%であるのに対し、日本は1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める児童・家族関係社会支出は4%に過ぎず、欧州諸国と比較しても、とりわけ人生前半期に対する社会支出が際だって低い。

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

## 2 サービスの量的拡大

### (1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

### (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討していく必要がある。その際には、仕事と生活の調和や働き甲斐、キャリアパスなど、人材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

### 3 サービスの質の維持・向上

#### (1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討すべきである。

#### (2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要である。

### 4 財源・費用負担

#### (1) 社会全体による費用負担

○ 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。

○ また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

## (2)地方財政への配慮

○ 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。

○ その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。

○ 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

## (3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

## (4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

## (5)その他

○ また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

# 5 保育サービス提供の仕組みの検討

(基本的考え方)

○ 希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。

- 保育サービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。
- 併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。
- ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
  - ・ 情報の非対称性
  - ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
  - ・ 選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること
  - ・ 子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること
- 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育サービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づく。)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

#### (保育サービスの必要性の判断基準)

- 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、全国どこでも必要な保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を各地域で適切に判断できる新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

#### (利用方式のあり方)

- 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。
- その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者が情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。
- また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

(地域特性への配慮)

- さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。
- また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意した対応が必要である。とりわけ、少子化が進行している過疎地域においては、地域の保育機能や子育て支援機能の維持向上が図られるように、実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

(幼保連携)

- 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、生後4ヶ月までの全戸訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービスを行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- 親の成長の支援の必要性等も踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

## 7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に行い、制度の弾力性、持続可能性を図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、祖父母、高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものもあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。
- 地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を探るべきである。

## 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要とされる。

## 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけでなく、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、0歳児保育、延長保

育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、父親も母親も家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきである。

- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育て期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇を確保することが重要である。
- 地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

## 終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者(子育て当事者をはじめとして、広く将来の利用者も含む)、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的な議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

## 保育をめぐる議論及び主な出来事について

平成19年12月25日 規制改革会議・第2次答申

12月26日 社会保障審議会・少子化対策特別部会 発足

平成20年1月29日 第1回 社会保障国民会議 開催

2月15日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)  
○ 「新待機児童ゼロ作戦」を進める旨の総理指示

2月27日 「新待機児童ゼロ作戦」の策定・公表

3月4日 児童福祉法等の一部改正する法律案(家庭的保育の制度化等)を閣議決定

3月25日 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定

4月23日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)  
○ 保育の規制改革について年内に結論  
○ 保育の量的拡充・質の向上に係る財源のあり方について検討することで一致

5月20日 少子化対策特別部会  
○ 「次世代育成支援のための新たな制度体系の検討に向けた基本的考え方」を取りまとめ

5月23日 経済財政諮問会議(認定こども園改革)  
○ こども交付金(仮称)を含め改善策を夏頃目途に取りまとめ

5月28日 地方分権改革推進委員会 第一次勧告 (6月17日 地方分権改革推進大綱(政府対処方針)決定予定)

5月29日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」衆議院で可決  
○ 衆・厚労委委員会審議 5月23日、28日

## 今後の保育施策の検討の際の視点について

### すべての子どもの健やかな育ちを支援を目指すことが最大の立脚点

- 少子化対策特別部会は、基本的考え方において、新制度体系が目指すものとして「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要であることを示している。

### 保育は、単なる託児ではなく、公的なサービスである

- 保育サービスは、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであることから公的な性格を有するものである。
- 保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。
  - ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
  - ・ 情報の非対称性
  - ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
  - ・ 選択者（保護者）と最終利用者（子ども）が異なること
  - ・ 子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること

### 財源を確保しつつ、保育の量的拡大・質の向上を図ることで政府内で一致

- 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。
- 量の拡充については、政府として、新待機児童ゼロ作戦に基づき、「保育サービスを量的に拡充する」ことに取り組むこととしているところ。  
さらに、財源の確保についても、経済財政諮問会議(4/23)等において、その必要性を確認されているところ。

# 「保育」をめぐる議論の動きについて

## 1 経済財政諮問会議における議論の動き

### 【保育関係（4月23日）】

- ◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う
  - ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
  - ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
  - ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
  - ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

### ◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

### 【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

### 【認定こども園関係（5月23日）】

- ◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

### 【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

## 2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

### 第一次勧告

（平成20年5月28日）

### 〔認定こども園制度〕

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。

### 〔幼保一元化に向けた制度改革〕

- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

### 〔福祉施設に関する基準〕

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

### 〔認可権限の移譲〕

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

→ 6月17日 地方分権改革推進大綱（政府対処方針）  
決定予定

## **6 障害児施策の見直しについて**

# 障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域作りを目指して制定された障害者自立支援法が施行されてから約2年が経過し、この間、法の定着に向けた着実な取組を進めてきたところである。

このような中、障害児施策については、障害者自立支援法の附則において「この法律の施行後3年を目途として、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。」とされているなど残された課題の検討が必要となっているところである。

また、平成17年度より発達障害者支援法が施行されるとともに、平成19年度より特別支援教育が実施されるなど、ノーマライゼーションの理念の基づいた障害児への支援も一層充実しているところである。

このように、障害児を取り巻く環境が急速に変化する中、共生社会の実現をより確かなものとするためには、障害児支援に係る課題を解決するとともに、障害児を取り巻く環境の変化に応じた適切な障害児支援の在り方について検討を行うことが必要である。

このため、今般、有識者をはじめ、関係者からなる検討会を開催し、障害児支援施策のあるべき姿について検討を行うこととする。

障害児支援の見直しに関する検討会メンバー

委員名	所属
いちかわ 市川 ひろのぶ 宏伸	都立梅ヶ丘病院長
かしわめ 柏女 れいほう 霊峰	淑徳大学教授
きたうら 北浦 まさこ 雅子	全国重症心身障害児（者）を守る会会長
きみづか 君塚 まもり 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
さかもと 坂本 まさこ 正子	甲子園大学教授
さかもと 坂本 ゆうの すけ 祐之輔	東松山市長
しばた 柴田 ひろや 洋弥	日本知的障害者福祉協会政策委員会委員長・日の出福祉園総合園長
すえみつ 末光 しげる 茂	日本重症児福祉協会常務理事
そえじま 副島 ひろかつ 宏克	全日本手をつなぐ育成会理事長
たなか 田中 まさひろ 正博	全国地域生活支援ネットワーク代表
なかじま 中島 たかのぶ 隆信	慶應義塾大学客員教授
はしもと 橋本 かつゆき 勝行	全国肢体不自由児者父母の会連合会会長
まつや 松矢 かつひろ 勝宏	目白大学教授
みやざき 宮崎 ひでのり 英憲	東洋大学教授
みやた 宮田 ひろよし 広善	全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長
やまおか 山岡 しゅう 修	日本発達障害ネットワーク副代表
わたなべ 渡辺 けんいちろう 顕一郎	日本福祉大学教授

以上 17 名（敬称略、五十音順）

※ 開催時期等：平成20年3月から7月までを目途とする。

# 障害児支援施策の検討項目

## 【見直しの基本的な視点】

- ◇ 子どもの自立に向けた発達支援
- ◇ 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ◇ 家族を含めたトータル支援
- ◇ できるだけ子ども・家庭にとって身近な地域における支援

## 【具体的な検討事項】

### 1. 障害の早期発見・早期対応策

#### (1) 早期発見の機会の充実

- ① 出産前後・障害の発見時
- ② 1歳半児健診・3歳児健診
- ③ 保育所等における早期発見の仕組みづくり

#### (2) 早期対応への取組の強化

- ① 対応の強化
- ② 「気になる」(いわゆるグレーゾーンの)子どもへの対応

## 2. 就学前の支援策

### (1) 保育所等での受入の促進

- ① 保育所等における受入体制の充実
- ② 専門機関による保育所等への支援
- ③ 並行通園の促進
- ④ つどいの広場や子育て支援センター等での支援

### (2) 通園施設と児童デイサービスの機能の充実

## 3. 学齢期・青年期の支援策

### (1) 放課後や夏休み等における居場所の確保

- ① 学齢期の放課後児童クラブ等における受入れの促進
- ② 中学時や高校時の居場所の確保

### (2) 卒業後の就労・地域生活に向けた学校と福祉の連携の充実

## 4. ライフステージを通じた相談支援の方策

### (1) 市町村、専門機関による相談・支援

### (2) 関係者の連携強化

(3) 個別支援計画づくり

## 5. 家族支援の方策

(1) 家族の養育等への支援

(2) レスパイト等の支援

(3) 経済的負担等

## 6. 入所施設のあり方

(1) 入所施設の役割

(2) 入所施設の類型について

(3) 在園期間の延長について

## 7. 行政の実施主体

(1) 障害児施設についての実施主体

(2) 措置と契約

## 8. その他

事務連絡  
平成20年5月29日

各都道府県・指定都市・児童相談所設置市  
障害児施設担当課 御中

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

障害児施設利用に係る「措置・契約」の判断基準調査について(依頼)

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児施設利用に係る「措置」と「契約」の判断基準については、現在、当課が主催する「障害児支援の見直しに関する検討会」において、基準の明確化が必要ではないか、との指摘が出されています。

つきましては、内部の検討資料とするため、現在各自治体において、「措置」「契約」の判断に用いている独自の基準があれば、そのご提出を御願いたします。

判断基準については、通知や事務連絡等様々な形があるかと思いますが、その旨も明記し、幅広くご提出いただくと幸いです。

また、実際に判断に困っている事例がありましたら、併せてご提出をお願いいたします。なお、当方の検討以外には使用いたしません。

お忙しいところ恐縮ですが、6月6日(金)までにメールにて御回答くださいますようお願いいたします。該当がない場合もその旨の回答を御願いたします。

【本件に関する御連絡先窓口】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 障害児支援係  
大野・塩川・島田

TEL:03-5253-1111(内線3037)

【提出先】

E-mail:shiokawa-yasunori@mhlw.go.jp